

定価(消費税別)一箇年 一六〇〇〇円(郵送料を含む。)

# 山梨県公報

号外第十五号

平成十五年  
三月二十日

木曜日

## 目次

### 監査委員

包括外部監査結果に基づく措置状況……………一

## 監査委員

### 山梨県監査委員告示第五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十八第六項の規定により、包括外部監査結果に基づく措置状況について、山梨県知事及び山梨県教育委員会委員長より通知があったので、次のとおり公表する。

平成十五年三月二十日

山梨県監査委員	丸山正義
同	早川正秋
同	前島茂松
同	宮原稔育

平成13年度包括外部監査結果に基づく措置状況（山梨県）

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>1 施設共通の指摘及び意見</p> <p>(1) 県職員の派遣協定を行うべきもの 施設の管理委託先団体に県職員を派遣しているが、派遣協定が結ばれていない。 4月1日施行の「公益法人等への一般職員の地方公務員の派遣等に関する法律」の趣旨に則り適切な措置をとられたい。</p> <p>(2) 委託に係る設備・備品の管理体制を確立すべきもの 毎年度の委託契約において、備品・設備の現況を確認することなく目録を作成し形式的に目録を交付しているため、次のような事例が見られる。 ・ 目録と現品が一致しない。 ・ 新規購入したものと及び寄附受納したものが備品台帳に登載されていない また、大方の施設において現品突合に必要な設備図面、備品目録が作成保存されていないので、現存する書類で確認等を行い管理体制の立て直しを図ること。</p> <p>(3) 随意契約における減価交渉の実施に留意すべきもの 設備の修理・修繕の記録がなく、入札に付す細部の条件設定に不慣れな等から維持・補修工事は設置業者に委ねざるを得ず、随意契約の増加の一因ともなっている。 法人自らも補助簿の整備を図り機能を熟知するなかで契約締結の際は減価交渉を実践するなど積極性を持つことが肝要である。</p> <p>(4) 工作物等の登載基準を明確にして公有財産台帳に登載すべきもの 小瀬スポーツ公園等の陸上競技場フィールド、テニスコートには多額の経費が投下されているが、公有財産台帳に登載されていない。 これは公有財産取扱規則において土地の一部として取扱う場合の取扱基準が曖昧であり、また、工作物については具体的な定義もないことから、実施細則を定めることなどして基準を明確にし、公有財産台帳に登載すべきである。</p> <p>(5) 寝具類乾燥の実施回数について検討すべきもの 旅館業法第2条に定める簡易宿所に該当する施設の寝具類の乾燥について、定められた衛生基準が守られていない。衛生的な観点から寝具類乾燥の実施回数を検討されたい。</p>	<p>1 施設共通の指摘及び意見</p> <p>(1) 県職員の派遣協定を行うべきもの 平成14年4月1日施行の「公益法人等への一般職員の地方公務員の派遣等に関する法律」に基づき、「公益法人等への山梨県職員の派遣等に関する条例」を制定し、平成14年度から本条例に基づき派遣を行っている。</p> <p>(2) 委託に係る設備・備品の管理体制を確立すべきもの 指摘を受けた施設については、直ちに現物との照合を行い備品台帳の整備を行った。 また、出納局から指摘を受けた施設を所管する所属に対し、備品の適正な管理を図るとともに、指摘事項について速やかに改善するように通知し、全所属に対して備品管理の一層の適正化を図るよう併せて通知を行った。</p> <p>(3) 随意契約における減価交渉の実施に留意すべきもの 大型備品等で修理を頻繁に行う必要が生じるものについては、修理発注に活用するため必要に応じて修理記録を記載した補助簿を作成し、契約締結に際しては、減価交渉を実践できるよう、出納局において施設を所管する課及び幹事課の指導を行っている。</p> <p>(4) 工作物等の登載基準を明確にして公有財産台帳に登載すべきもの 平成14年度中に工作物及び樹木の台帳登載事務の取扱いについて基準を明確にし、公有財産台帳への登載を行う。</p> <p>(5) 寝具類乾燥の実施回数について検討すべきもの 平成14年度から衛生基準に基づき、月1回以上定期的に業者委託または日光消毒により、寝具類の乾燥を行っている。</p>



査の制度化を検討すべきである。

(15) リース契約について検討すべきもの

リース契約については、機器導入時に債務負担行為としてリース料の総額を予算措置することを検討する余地がある。

(16) 都市公園の管理受委任について検討すべきもの

県立図書館に隣接する丸の内公園は、土木部から委任を受け、図書館予算で管理している。

公園管理は図書館の業務と共通性を持たないので、予算の執行委任を制度化するなど都市公園の管理受委任について検討すべきである。

(17) 利用料等の収入面の予算管理を徹底すべきもの(意見)

委託契約更新時には、支出面だけでなく収入面についても、目標設定し、評価し、検証するサイクルの実践に努めるべきである。

(18) 一般施設の駐車場有料化について(意見)

施設では一定規模の駐車場を確保するための用地費、建設費等の費用負担は多大なものとなるが、どの施設においても駐車場は無料とされている。

無料扱いは県民のすべてにとって同じ扱いだから良い、との意見も当然にあるが、全県民が同じ回数利用することは考えられないこと、応益原則からも受益者負担の制度化は必要である。

都市化の更なる進展、環境問題等から県外利用者の多い有料公園等、県民の合意を得やすい施設について有料化への検討を始めるべきである。

(19) 委託料の算定にかかる積算方法について(意見)

勤労青年センター、青少年会館の受託事業決算書では予算額に決算額を合わせるための科目間の流用が行われている。

予算編成にあたっては、決算調整のための流用措置が常態化とならないよう特に配慮されたい。

2 施設別の指摘及び意見

(20) 貸室等の使用状況について早急に適正化すべきもの(県民会館)

県民会館は、公の施設にも関わらず、現実的には県庁の分庁舎として利用されている。

また、4階は山梨県教育会館維持財団に1室を除いて貸しており、同財団は5団体に転貸している。教育会館の延長機能を果たしているが、使用許可の対象団体以外に使用は認められない。

施している。

(15) リース契約について検討すべきもの

リースにより機器等の調達を行う場合は、機器等導入時に債務負担行為を設定し、賃借料総額について予算措置を行う。

(16) 都市公園の管理受委任について検討すべきもの

平成15年度より、当該公園の管理については土木部で行うこととする。

(17) 利用料等の収入面の予算管理を徹底すべきもの(意見)

当初予算要求時に、次年度の利用(収入)目標を設定している。利用実績についても、月毎や年度末に利用状況を分析し、利用促進方を検討し、実践している。今後も、「公共施設改革プログラム」に基づき、目標設定や評価、検証について一層努めていく。

(18) 一般施設の駐車場有料化について(意見)

駐車場の有料化の可否を含め、受益者負担の考え方から公の施設の利用料金等の見直しを検討するため、「公共施設利用料金等見直し庁内検討会」を設置し、検討を進めている。

(19) 委託料の算定にかかる積算方法について(意見)

不適正な決算調整が行われないよう適切な指導を行うとともに、事業完了後は精算を行い、不要額については全て払い戻しを行う。

2 施設別の指摘及び意見

(20) 貸室等の使用状況について早急に適正化すべきもの(県民会館)

「公共施設改革プログラム」に基づき、平成15年度までに貸室に関わる課題を整理し、「山梨県県民会館設置、管理及び使用料条例」の改正を行い、庁舎施設等として利用する。

(21) 建設負担金と公の施設としての位置付けを見直すべきもの(県民会館)

「入館負担金」として収入調定し、退館時に返還することとなっている。一般会計では、現金主義会計で処理しているため、退出時における返還請求により債務を認識して支出しているが、契約締結時に債務と認識し、雑部金(保証金)の処理を行うべきものとする。

入館負担金を納入して法人・団体等が事務所として長期独占的使用を行うのは、地方自治法及び条例の意図する、直接に住民のために、住民の福祉増進を図るという面が希薄である。

(22) 備品台帳の整備を行うべきもの(県民文化ホール)

県民文化ホールの備品調査に当たって、備品目録書の提示があったが、備品の具体的な保管場所、購入から廃棄に至る一連の出納状況や沿革を記帳するフォームとなっていない。

備品台帳を作成し、正確な記帳整理を行うべきである。

(23) 使用料の徴収にあたり留意すべきもの(県民文化ホール)

県民文化ホールの平成12年度の使用料については、3件の徴収遅延があった。

これは、使用料徴収は前納とされているが、器具使用料については、使用当日の追加・削除が生じることから、運用で例外的に当日納付としているためである。例外処理は早急に是正すべきである。

(24) 無料施設の有料化を進めるべきもの(総合、富士、峡南女性センター)

各女性センターは、女性に学習の機会と交流の場を提供するとともに、貸館施設である。しかし、一般利用が多く、本来の目的とかけ離れている。他の同様施設と料金面で足並みを揃え、有料と無料を区分する具体的・合理的な基準を設けるなど無料施設の有料化を進めるべきである。

(25) 団体連絡室を活動・交流の場として活用すべきもの(総合、富士、峡南女性センター)

富士女性センターにおいて、女性団体連絡室が平成14年度からのIT講習用パソコン教室として利用され、目的外であるため改善されたい。

(26) 支出負担行為の決裁につき検討すべきもの(総合、富士、峡南女性センター)

館長の行う支出負担行為の決裁を副館長が行っているため、財務規則の規定どおり運用するか、規定と実態との乖離を是正する方策を検討すべきである。

(27) 総合女性センターの予算執行について(意見)(総合、富士、峡南女性センター)

(21) 建設負担金と公の施設としての位置付けを見直すべきもの(県民会館)

「公共施設改革プログラム」に基づき、貸室を庁舎施設等とする際に、入館負担金を返還することとする。

「公共施設改革プログラム」に基づき、平成15年度までに貸室に関わる課題を整理し、「山梨県県民会館設置、管理及び使用料条例」の改正を行い、庁舎施設等として利用する。

(22) 備品台帳の整備を行うべきもの(県民文化ホール)

指摘を受け、直ちに備品等の数量・型式・保管場所の突合整理を行い、備品台帳の整備を行った。

(23) 使用料の徴収にあたり留意すべきもの(県民文化ホール)

指摘を受け、使用当日の器具の追加についても、後納の例外処理が行われないうち使用料前納の原則を徹底し、改善を行った。

(24) 無料施設の有料化を進めるべきもの(総合、富士、峡南女性センター)

「公共施設改革プログラム」に基づき、平成15年度までに無料施設の有料化について検討し、平成16年度から改善する。

(25) 団体連絡室を活動・交流の場として活用すべきもの(総合、富士、峡南女性センター)

パソコン教室は小研修室で実施できるよう平成14年3月にネットワークの配線等の移設を行い、女性団体連絡室は本来の目的に沿った使用を行うよう改善した。

(26) 支出負担行為の決裁につき検討すべきもの(総合、富士、峡南女性センター)

関係する規則を改正し、平成14年4月1日から副館長を「かい長」とし、改善を行った。

(27) 総合女性センターの予算執行について(意見)(総合、富士、峡南女性センター)





使用料の決定等を明確にし、公有財産台帳上の必要な記載事項についても明記するなど移設に伴う事務手続きを早急に執り行うべきである。

- (41) 食堂の使用許可に伴う実費を徴収すべきもの(勤労青年センター)  
 食堂の使用許可に伴う電気料、水道料等の実費を徴収すべきである。

勤労青年センターが宿泊施設を有することから、食堂の営業は必須のものであるので青年の家のように委託方式による営業継続についても検討する必要がある。

- (42) 公の施設としての積極的な利用促進を図るべきもの(国際交流センター)  
 県は、国際交流センターの管理運営を(財)山梨県国際交流協会に委託しているが、応接室及び茶室は、委託外となっている。しかし、公の施設としない特別の理由もないことから、有料施設として委託施設に加えるべきである。

会議室及び小会議室(4室)の利用は、(財)山梨県国際交流協会の国際関係の事業が半数以上を占めているが、今後は一般県民の利用をさらに促進するような積極的な運営が望まれる。

- (43) 適正な備品管理に努めるべきもの(国際交流センター)  
 国際交流センターが保管している預かり物品や寄付物品について、帰属や数量等を明記した台帳を作成し、適切な管理に努めるべきである。
- (44) 所定の領収書を交付すべきもの(国際交流センター)  
 使用料等を現金領収したときは、所定の領収書を使用するとともに、領収書の連番管理により控えを残すべきである。

- (45) 青少年施設を統合し、効率的な利用に努めるべきもの(青年の家)  
 青年の家の利用実態、施設の老朽化及び勤労青少年施設における設備の豊富さ交通アクセス等地理的条件を勘案するとこれらの統合を図り、青少年施設のより一層効率的な利用について検討すべきである。

- (46) 愛宕山の青少年施設の一元的管理について検討すべきもの(愛宕山少年自然の家)  
 愛宕山を含めて周辺の各施設が効率的、有効に利用できるように所管部局の統合など愛宕山における青少年施設の一元的管理運営について検討すべきである。

指摘を受け、直ちに公有財産台帳の記載変更などテニスコート移設に伴う事務手続きを行った。

- (41) 食堂の使用許可に伴う実費を徴収すべきもの(勤労青年センター)  
 実費の積算等を行い、平成13年度に許可者(食堂業者)から食堂使用許可に伴う実費を5年分遡及して徴収した。  
 平成14年度から食堂業務を業務委託方式に改めた。

- (42) 公の施設としての積極的な利用促進を図るべきもの(国際交流センター)  
 「公共施設改革プログラム」に基づき、有料化について検討を行っている。

「公共施設改革プログラム」に基づき、利用者意識を定期的に把握するとともに、国際交流センターのPRを行い、利用率の向上や利用者数の増加に努めている。

- (43) 適正な備品管理に努めるべきもの(国際交流センター)  
 指摘を受け、直ちに預かり物品や寄付物品を含め、現物との照合を行い備品台帳の整備を行った。

- (44) 所定の領収書を交付すべきもの(国際交流センター)  
 コピー機や電話、FAXなどの利用に係る実費徴収について、「財団法人山梨県国際交流協会処務規程」に定める領収書を使用し、連番管理により適正な事務処理を行っている。

- (45) 青少年施設を統合し、効率的な利用に努めるべきもの(青年の家)  
 「公共施設改革プログラム」に基づき、平成14年度中に青年の家、勤労青年センター、青少年会館の統廃合を行い、平成15年4月から「山梨県立青少年センター」として一体的な活用を図る。

- (46) 愛宕山の青少年施設の一元的管理について検討すべきもの(愛宕山少年自然の家)  
 愛宕山の青少年施設(愛宕山こどもの国、愛宕山少年自然の家、科学館)に係る管理運営については、同一機関で行うことが望ましいことから、全ての施設の管理運営を(財)県青少年協会に委託をしている。  
 したがって、当該施設に係る所管部局の統合は考えていないが、利用者にとって便利で魅力があり、管理面でも効率的な維持管理が図れるよう、各施設間の更なる一元的管理運営の推進に努めていく。



- (47) 管理委託契約書に必要な印紙を貼付すべきもの(愛宕山少年自然の家)  
 (財)山梨県青少年協会が作成した管理委託契約書に印紙が貼付されていない。  
 管理委託契約書には、印紙税法に定める必要額の印紙を貼付すべきである。
- (48) 適切な日常の施設管理に努めるべきもの(県民の森)  
 県管理事務所は委託外となっているが、実際には町の職員(管理人)の住居所として許可なく使用されている。
- 自動販売機大型(三段)1台がグリーンロッジ入口付近に設置されているが、県の使用許可なく、町が業者(ポッカ)に設置させ正規の手続きは未了のままとなっている。
- グリーンロッジ内では、雨漏りにより、ベッド5~6人分が水分を含んだまま少なくとも5、6日間は経過して状態で、監査日現在(13.10.12)放置されたままとなっていた。
- 柱1本を中心に立ち上げた6角バンガローは閉鎖されたままとなっていた。床が地上1m60cm辺りにあって、雨や夜露を凌ぐ構造になっているためか、大すずめ蜂が巣を作っており危険であるからとしている。しかし、単に閉鎖(2~3ヶ月)するだけで、バンガローの再開に向けた積極的な方策が執られていない。
- (49) 管理運営を委託している直営施設につき検討すべきもの(広河原ロッジ)  
 「公の施設」の管理委託の範囲は、「公共団体若しくは公共的団体」までと法定されており、営利法人には委託できない。したがって、当該法人に実質的に管理を委託している状況は適正でない。
- 利用料金の取り扱いは正当な手続(歳入の徴収又は収納の委託)を経たもの以外は禁止されている。
- ところが、当該ロッジに係る利用料金の徴収収納に当たっては、当該法人の営業担当の部長を現金の取扱者に指定し、部付きの社員によって徴収・収納事務が行われているが、規定に照らし適正でない。
- (50) 薬師岳山小屋の管理方法を検討すべきもの(薬師岳山小屋)  
 薬師岳山小屋に対する山梨県の関わりを見ると、毎年度、単に韮崎市に使用許可を繰り返しているのみで、その実態を把握しておらず、許可条件を履行させる状況にないことから、管理の実態にあわせ、韮崎市への譲渡も含めて、その管理方法を検討すべきである。
- (51) 武田の杜保健休養施設の管理運営について(意見)(武田の杜)  
 森林学習展示館

- (47) 管理委託契約書に必要な印紙を貼付すべきもの(愛宕山少年自然の家)  
 平成14年度から印紙税法に基づき、管理委託契約書に適正な金額の印紙を貼付している。
- (48) 適切な日常の施設管理に努めるべきもの(県民の森)  
 県管理事務所は宿泊客の利便性及び安全性確保の観点から、管理人を常駐させるための施設である。したがって、平成14年2月より、委託契約書に管理事務所の管理を明記することとし、改善を行った。
- 指摘に基づき、平成13年12月17日付で、行政財産の使用許可手続きを完了した。
- 指摘事項については、改善を行った。
- なお、「公共施設改革プログラム」に基づき、平成14年度中にグリーンロッジを廃止し、施設を南アルプス市(現櫛形町)へ移譲する。
- バンガローを地元消防団とともに再度点検し、安全が確認されたため、使用を再開している。
- (49) 管理運営を委託している直営施設につき検討すべきもの(広河原ロッジ)  
 「公共施設改革プログラム」に基づき、平成15年度は南アルプス市(現芦安村)へ委託し15年度内に同市への移譲又は廃止を決定する。
- 収入の徴収・収納事務について規定に照らした適正な手続を行うよう改善した。
- 金融機関への納入については、従前より短い期間(約1週間を目途)に直接金融機関に納入するよう指導し、改善されている。
- (50) 薬師岳山小屋の管理方法を検討すべきもの(薬師岳山小屋)  
 「公共施設改革プログラム」に基づき、平成14年度中に施設を韮崎市へ譲渡する。
- (51) 武田の杜保健休養施設の管理運営について(意見)(武田の杜)  
 森林学習展示館





他競技への利用を検討し、利用拡大に努めるべき。

メインランド、サブランドの利用料金について格差を設ける必要がある。

- (60) 受託管理者(町)が独自の規程により使用料を徴収しているもの(釜無川スポーツ公園)

県が竜王町に委託管理させている釜無川スポーツ公園について、一部不適正な管理が見られるため是正改善するとともに、同町への移譲等の検討が望まれる。

- (62) 委託契約の内容に従い適切な管理に努めるべきもの(八木崎公園)

八木崎公園テニスコートは県の条例には使用料の規定がなく、無料扱いだが、町の条例で使用料をとっている。また、自由広場は石ころがところどころ放置されている。委託契約の内容に従い適切な管理に努めるべきである。

- (63) 委託契約の内容に従い適切な管理に努めるべきもの(利根川公園)

利根川公園の管理を受託している増穂町は県条例で利用料金の定めがないのにかかわらず、プールの使用料を徴収している。利用料金体系が町内と町外で格差をつけている状況では実費相当額論拠に乏しい、委託契約に従った適正管理が望まれる。

また利根川公園は県の公園としての意義が薄いので増穂町への移譲を検討されたい。

- (70) 管理主体の変更を検討すべきもの(意見)(緑が丘スポーツ公園)

緑が丘スポーツ公園を甲府市に委譲することについて検討されたい。

- (81) 公の施設と重複供用されている大学運動場の位置づけを明確にすべきもの(飯田県営運動場)

県営運動場については、一部が女子短期大学の運動場として使用されているなど、現在入り組んだ状況になっている。位置づけを明確にし、適正な管理を行うこと。

- (84) 見学者の誘致、サービス向上について(リニア見学センター)

利用者に対しアンケート調査等を行い、県内外の見学者誘致に向けての積極的な努力を重ね、管理委託先の地元都留市や実験線事業者とともに、サービスの向上に努めるべきである。

「公共施設改革プログラム」に基づき、平成15年度中にラグビー場の利用方法を変更し、利用拡大に努める。

「公共施設改革プログラム」に基づき、利用料金等の検討を行い、平成15年度中に利用料金を見直し料金改定を行う。

- (60) 受託管理者(町)が独自の規程により使用料を徴収しているもの(釜無川スポーツ公園)

「公共施設改革プログラム」に基づき、平成16年度までに施設を竜王町へ移譲するため、検討、協議を進めている。指摘された管理上の問題は、当該移譲により解消させる。

- (62) 委託契約の内容に従い適切な管理に努めるべきもの(八木崎公園)

「公共施設改革プログラム」に基づき、平成14年度中に施設を河口湖町へ移譲する。

- (63) 委託契約の内容に従い適切な管理に努めるべきもの(利根川公園)

「公共施設改革プログラム」に基づき、平成14年度中に当該施設を増穂町へ移譲する。

- (70) 管理主体の変更を検討すべきもの(意見)(緑が丘スポーツ公園)

「公共施設改革プログラム」に基づき、平成16年度までに施設を甲府市へ移譲するため、検討、協議を進めている。

- (81) 公の施設と重複供用されている大学運動場の位置づけを明確にすべきもの(飯田県営運動場)

「公共施設改革プログラム」に基づき、陸上競技場、庭球場の利用方法を見直し、県立女子短期大学の施設とした。

- (84) 見学者の誘致、サービス向上について(リニア見学センター)

見学者の拡大に向けて、これまでは旅行代理店からの照会に親切丁寧に回答することを中心にしてきたが、「公共施設改革プログラム」に基づき、今年度からは旅行代理店等へ積極的に出向き、見学者の誘致活動を始めている。また、昨年8～9月に来館者を対象にアンケート調査を実施したところ、展示品や資料についての指摘があった。これを基に、都留市や実験線事業者と特に展示品



一定の目標を各所管課の職員が主体的に設定し、各公共サービスの改善すべき事項の実施によるトータルコストを算定し、この結果と目標との比較により、次なる改善の目標を設定していく必要がある。

公共施設の有効利用の向上を図るためトータルコスト計算を毎期継続的に作成することを検討されたい。

税金負担について県民の理解を得るために、県民への情報開示のあり方を検討されたい。(意見)

6年度における具体的な数値目標を設定した。

目標設定に当たっては、トータルコスト(施設の管理運営に要する全体経費)から利用料等収入を減じた額である「トータルサービスコスト」を求め、それを施設利用者数で除した額である「1人当たりトータルサービスコスト」を下げることを目指すものとした。

このため、各施設ごとにトータルコスト計算を毎年実施するとともに、この結果を活用し、目標管理を実施することとしていることから、これにより改善を行っていく。

また、改革プログラムでは、計画期間が満了する時点で各施設の在り方や改善状況の再点検を行うものとしている。これに基づき、改善の成果並びに実行状況等について公表する。

番号については、報告書の番号と一致している。

平成13年度包括外部監査結果に基づく措置状況(山梨県教育委員会)

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>1 施設共通の指摘及び意見</p> <p>(2) 委託に係る設備・備品の管理体制を確立すべきもの                      毎年度の委託契約において、備品・設備の現況を確認することなく目録を作成し形式的に目録を交付しているため、次のような事例が見られる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目録と現品が一致しない</li> <li>・新規購入したものと及び寄附受納したものが備品台帳に登載されていない</li> </ul> <p>また、大方の施設において現品突合に必要な設備図面、備品目録が作成保存されていないので、現存する書類で確認等を行い管理体制の立て直しを図ること。</p> <p>(5) 寝具類乾燥の実施回数について検討すべきもの                      旅館業法第2条に定める簡易宿所に該当する施設の寝具類の乾燥について、定められた衛生基準が守られていない。衛生的な観点から寝具類乾燥の実施回数を検討されたい。</p> <p>(7) 受託団体における事業収支のゼロ精算につき検討すべきもの                      「スポーツプログラマー養成事業」と「スポーツリーダーバンク事業」について、毎年ゼロ決算をしているが、このゼロ決算をするために、期末に不</p>	<p>1 施設共通の指摘及び意見</p> <p>(2) 委託に係る設備・備品の管理体制を確立すべきもの                      指摘を受けた施設については、直ちに現物との照合を行い備品台帳の整備を行った。</p> <p>(5) 寝具類乾燥の実施回数について検討すべきもの                      平成14年度から衛生基準に基づき、月1回以上定期的に業者委託または日光消毒により、寝具類の乾燥を行っている。</p> <p>(7) 受託団体における事業収支のゼロ精算につき検討すべきもの                      当該事業は、事業費の一部を文部科学省が補助する単年度のソフト国補事業であるため、制度上、繰越処理はできない。今後、決算見込額を正確に把</p>

要な事務用品等を購入し金額調整している。

こうした調整はせずに、繰越収支差額で処理すべきである。

(財)山梨県県民スポーツ事業団への受託事業について、土木部分はゼロ決算なのに教育委員会分は繰越収支差額をもっている。

繰越額が多額ならば、翌年度の受託額で調整するなり、精算方法の変更を検討すべきである。

(8) 使用許可、使用料還付等の権限規定の整備について検討すべきもの

教育委員会が所管する公の施設における使用料の還付権及び減額免除権は、それぞれの設置管理条例において定められているが、その権限者は知事の場合と教育委員会の場合と2つあり同一ではない。

使用料の還付権及び減免権者が知事と規定してある施設において、あたかも教育委員会に権限があるかのように実務が行われており、条例の規定どおりに実施されていない。

使用料の還付及び減額免除の権限について整備するよう検討されたい。

(13) 施設使用料の適正な収納につき留意すべきもの

競技力向上対策本部が認める国体候補選手については減免要項に基づき、種別(チーム)単位での練習にかぎり、指定された施設・期間での使用料が半額免除の扱いとなる。

しかしながら、射撃については個人競技のため、種別(チーム)単位での練習がなじまないとし、個人使用の場合においても全て半額免除の扱いとされていたので適切な措置をとられたい。

(14) 高額契約における信用調査(履行担保)について(意見)

科学館におけるプラネタリウム番組の制作委託が随意契約で行われているが、サービス、ソフトの開発等金額が大きいものについては、経営審査的な信用調査の制度化を検討すべきである。

(15) リース契約について検討すべきもの

県立図書館において、電算システムのリースに係る基本契約を保管時効により破棄していたが、基本契約は時効処理の例外として保管すべきである。

握し、備品等の購入で調整の必要がないよう、事業を実施していく。

土木部も教育委員会も契約書に精算条項を設け、剰余金が生じた場合は精算を行うこととした。

(8) 使用許可、使用料還付等の権限規定の整備について検討すべきもの

知事の権限である公の施設の使用料の賦課徴収権の中に、使用料の還付権及び減免権(以下「還付等権」と言う。)が含まれるという考え方により、本県では、昭和58年以降制定された公の施設の設置管理条例において、使用料の還付等権者は知事であると規定している。

なお、地方自治法第180条の2には、知事の権限に属する事務の一部を協議により教育委員会に委任することができる旨の規定があり、これに基づき、本県では使用料の還付等権については、財務規則第3条により教育委員会へ委任がなされている。

このため、実際の還付及び減免措置者は教育委員会ということになる。よって、現行の実務方法でも問題はないと考えている。

なお、昭和57年以前に制定された設置管理条例では、教育委員会が使用料の還付等権者であると規定してあるが、現在の本県の考え方にそぐわないため、これらの条例については平成14年度中に改正を行い統一する。

(13) 施設使用料の適正な収納につき留意すべきもの

現状に即した扱いにするため、減免要項の改正を行った。

(14) 高額契約における信用調査(履行担保)について(意見)

契約に際しては、業者の財務状況、納入実績等の審査を行ったうえで作成された「山梨県物品等競争入札参加資格者名簿」を活用するなど、信用調査を実施している。

(15) リース契約について検討すべきもの

今後システム導入時の基本契約については、時効処理の例外として保管していく。









- (88) 美術品の保全措置について検討すべきもの(美術館)  
美術品の展示中の火災、事故、盗難にあった場合の損害保険の検討をすべきである。
- (89) 美術品等の棚卸など適切な管理に努めるべきもの(美術館)  
美術品の数量は膨大であるが、管理システムの完成のため、さらに現物の保全のためにも、美術品の重要度に応じて定期的棚卸しを実施すべきである。
- (90) 窓口つり銭を留置きすべきもの(美術館)  
現在山梨県立美術館協力会に当該資金の借用をしているが、美術館としてのつり銭用の小口資金を留置きすべきである。
- (91) 無料券・招待券の管理については是正すべきもの(美術館)  
無料券・招待券は、金銭等価値物であるので、連番管理及び受払管理をされたい。
- (92) 特別観覧券(ネガポジ)の収納について前納を徹底すべきもの(美術館)  
12年度に一部特別観覧料が後納となっていたが、「設置及び管理規則」で前納となっているため、前納を遵守すべきである。
- (93) 開館時間の延長等による開館・利用時間の延長について(意見)(美術館)  
午前9時30分の開館を9時に、午後5時の閉館時間を夏季・週末には延長を検討されたい。
- (94) 寄贈品の準備等について(意見)(美術館)  
萩原英雄氏からの寄贈品の土器・埴輪等は現在県民等に公開できる状態にない。整理をおこない考古博物館において広く公開する等の方策を考えるべきである。
- (95) 茶室の利用拡大を図るべきもの(文学館)  
茶室として利用を限定しているが、公の施設であるので、広く県民の利用に供するため、和室主体の多目的施設として利用の拡大を図るべきである。
- (97) 委託料の契約手続を見直すべきもの(考古博物館)  
平成12年度の緑地管理の委託契約について、博物館と古墳とを随意契約により別々に同一業者と契約している。  
別契約とする格別の理由も見当たらないので、入札による1本契約とし、コスト削減、事務効率化に努めるべきである。
- (99) 出土品の整理につき協働体制の確立を図るべきもの(意見)(考古博物館)  
考古博物館が保有する出土品の大半はリストアップされていない状況である。

- (88) 美術品の保全措置について検討すべきもの(美術館)  
100万円以上の美術品については、既に火災保険に加入済であるが、これで補填できない事故、盗難等の保険加入については、対象を限定するなど、その保全方策を検討している。
- (89) 美術品等の棚卸など適切な管理に努めるべきもの(美術館)  
定期的棚卸しを実施し、適切な管理を行う。
- (90) 窓口つり銭を留置きすべきもの(美術館)  
美術館としてのつり銭用の小口資金を留置し、改善した。
- (91) 無料券・招待券の管理については是正すべきもの(美術館)  
連番管理及び受払管理を行い是正した。
- (92) 特別観覧券(ネガポジ)の収納について前納を徹底すべきもの(美術館)  
規則に基づき前納を徹底し、改善した。
- (93) 開館時間の延長等による開館・利用時間の延長について(意見)(美術館)  
「公共施設改革プログラム」に基づき、来館者を対象とした定期的なアンケート調査を実施し、利用者ニーズの把握を行っている。これに基づき、開館時間について検討を行っている。
- (94) 寄贈品の準備等について(意見)(美術館)  
現在、整備を進めている展示施設において公開する。また、他館との相互連携も図る中で積極的に貸出公開を行う。
- (95) 茶室の利用拡大を図るべきもの(文学館)  
「公共施設改革プログラム」に基づき、8月に調査した利用者ニーズを踏まえ、弾力的な利用を検討し実施する。
- (97) 委託料の契約手続を見直すべきもの(考古博物館)  
平成14年度から入札による一本契約とした。
- (99) 出土品の整理につき協働体制の確立を図るべきもの(意見)(考古博物館)  
出土品の管理は、調査終了から整理報告書作成までが埋蔵文化財センター、

